①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)
②名称	Ministry of Justice and Constitutional Affairs / Uganda Registration Services Bureau (URSB)
③所在地	Plot 5, George Street Georgian House Kampala
④連絡先	(電話) (256) 414 233 219 (FAX)(256) 414 257 279 (E-mail) ursb@ursb.go.ug (internet)https://ursb.go.ug/
⑤組織の長	Registrar General : Ms. Mercy K. Kainobwisho
⑥沿革	(1) 英国ウガンダ保護領は、1962 年に英国連邦の独立した一員となり、1967 年 9 月 8 日からウガンダ共和国となつた。2024 年 5 月 1 日時点で WIPO に寄託されている憲法は 2018 年改正法であり、第 189 条に基づく附則 6 (政府が責を負う機能及び役務) の第 6 条として「著作権、特許及び商標並びにあらゆる形態の知的財産の設定及び規制」が規定されている。 (2) 特許については、1953 年に特許条例が制定され、独立後に、1964 年に特許法として改定された。この特許法は 1993 年に特許制定法により改定された。さらに 2000 年に特許法 Chapter 216 として改定され、また 2002 年に PCT に対応するために改定されている。 (3) 意匠については、1937 年に英国意匠保護法が制定された。 (4) 商標についは、1953 年に商標条例が制定された。この条例は、1964 年に商標法として施行され、その後、この商標法は 1965 年及び 1976 年に改定された。 (5) 2015 年 4 月 1 日には、特許、実用新案、意匠に係わる工業所有権法が法律 2014 年第 3 号により施行された。 (6) 商標法は法律 2010 年第 17 号により、2010 年 9 月 3 日に改正された。この改正により、サービスマークが登録できるようになった。
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1973/10/18	2022/4/28			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
1983/10/21	1965/6/14			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2022/4/28	2022/4/28
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1995/2/9		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	19	18	11	
	(内　外国出願)	6	4	1	
	(内　日本から)				
	(内　PCT ルート)		1		
実用新案	全数	19	16	19	17
	(内　外国出願)				
意匠	全数	45	90	58	39
	(内　外国出願)	1		4	
	(内　日本から)				
商標	全数	3,071	3,923	3,860	
	(内　外国出願)	1,507	1,765	1,811	
	(内　日本から)	98			
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)				
	(内　PCT ルート)				
実用新案	全数	15	4	4	2
	(内　外国出願)				
意匠	全数	39	32	17	5
	(内　外国出願)	3			
	(内　日本から)				
商標	全数	2,091	2,809	3,511	
	(内　外国出願)	1,330	1,484	2,222	
	(内　日本から)	76			

出典： WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉　ウガンダ登録サービス局(UGSB)は、法務及び憲法事務局(Ministry of Justice and Constitutional Affairs)の下部組織である。

UGSB は、次のメンバーにより構成されている。

(1)　Registrar General
(2)　Director Intellectual Property Rights
(3)　Manager Intellectual Property Rights
(4)　Registrars Intellectual Property Rights
(5)　Stenographer
(6)　Data Entry Clerk
(7)　Office Assistant

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2014 年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、PCT 締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(以上、工業所有権法第 8 条) 特段の契約が無い場合、委託又は雇用契約によって生じた発明は、報酬を支払うことを条件に委託者又は雇用者に帰属する(以上、工業所有権法第 19 条)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、高等裁判所に登録した代理人を選任しなければならない。(工業所有権法第 21 条(2))
	⑦出願言語	英語 (工業所有権法第 36 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年(工業所有権法第 46 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(工業所有権法第 10 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から 12 月。 ・出願人又は承継人による開示 ・出願人又は承継人に対して第三者が行った明らかな権利の濫用による開示 (工業所有権法第 10 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見及び科学・数学理論 (2) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (3) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (4) 情報の提示 (5) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的な生物学的方法 (6)2016 年 1 月 1 日までに WTO によりウガンダ又は発展途上国に付与された医薬品及び試験データ (7) 精製、合成、またはその他の方法で自然から分離された天然物質 (8)人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (以上、工業所有権法第 8 条) (9) 公序良俗、公衆衛生及び安全、公共政策、人道並びに環境保全に反する発明 (10) 植物品種 (以上、工業所有権法第 13 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性及び単一性。登録官が国際型調査に指定すると、外国出願の審査、調査結果、引用文献及び所定の手数料を出願人に請求でき、国際型調査結果も考慮して審査する。 (工業所有権法第 25 条、第 30 条、第 31 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 3 年以内に提出しなければならない。 (工業所有権法第 31 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)
特許制度	⑮出願公開制度の有無	有。出願日（優先日）の 18 月徒過後に公報に掲載される。 (工業所有権法第 29 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係者は出願公開後 90 日の期間内に異議を申し立てることができる。(工業所有権法第 28 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係者は登録官に特許公告から 1 年以内に理由とともに無効を請求できる。(工業所有権法第 32 条) 登録官の決定に不服の場合は、決定から 2 月以内に裁判所に提訴できる。 (工業所有権法第 33 条)
	⑱実施義務	有。出願後 4 年以内又は登録後 3 年以内の何れか遅い時点までに、ウガンダにおいて理由なく実施されないとき、大臣は実施可能な申請者に強制ライセンスを付与することができる。 (工業所有権法第 58 条)
	⑲費用 単位 US$（US$でも手数料が表記されている）	[出願から登録までに掛かる費用] 2025 年 1 月現在 出願料 100 US$ 審査請求料 150 US$ 登録料 100 US$ [特許権維持に掛かる費用] 2025 年 1 月現在 年金 2 年次 50 US$ 8 年次 170 US$ 14 年次 290 US$ 3 年次 70 US$ 9 年次 190 US$ 15 年次 310 US$ 4 年次 90 US$ 10 年次 210 US$ 16 年次 330 US$ 5 年次 110 US$ 11 年次 230 US$ 17 年次 350 US$ 6 年次 130 US$ 12 年次 250 US$ 18 年次 370 US$ 7 年次 150 US$ 13 年次 270 US$ 19 年次 319 US$ 20 年次 410 US$
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2014 年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(以上、工業所有権法第 8 条) 特段の契約が無い場合、委託又は雇用契約によって生じた発明は、報酬を支払うことを条件に委託者又は雇用者に帰属する(以上、工業所有権法第 19 条)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、高等裁判所に登録した代理人を選任しなければならない。(工業所有権法第 21 条(2))
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	権利付与日から 10 年。 (工業所有権法第 69 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(工業所有権法第 10 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から 12 月。 ・出願人又は承継人による開示 ・出願人又は承継人に対して第三者が行った明らかな権利の濫用による開示 (工業所有権法第 10 条)
	⑪不登録対象	(1) 発見及び科学・数学理論 (2) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (3) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (4) 情報の提示 (5) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的な生物学的方法 (6)2016 年 1 月 1 日までに WTO によりウガンダ又は発展途上国に付与された医薬品及び試験データ (7) 精製、合成、またはその他の方法で自然から分離された天然物質 (8)人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (以上、工業所有権法第 8 条) (9) 公序良俗、公衆衛生及び安全、公共政策、人道並びに環境保全に反する発明 (10) 植物品種 (以上、工業所有権法第 13 条) (11) 実用新案の発明(器具,電気及び電子回路,手芸品,作業工具若しくは日常用品の要素の形状若しくは配置又はウガンダでは利用できなかった何らかの技術的効果をもたらすもの。微生物又は自己複製する物質及び遺伝資源の生産物を含む。)でないもの。 (工業所有権法第 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。(工業所有権法第 69 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(工業所有権法第 69 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日（優先日）の 18 月徒過後に公報に掲載される。 (工業所有権法第 29 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係者は出願公開後 90 日の期間内に異議を申し立てることができる。(工業所有権法第 28 条)

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
実用新案制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係者は登録官に登録公告から1年以内に理由とともに無効を請求できる。(工業所有権法第32条) 登録官の決定に不服の場合は、決定から2月以内に裁判所に提訴できる。(工業所有権法第33条)
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、ウガンダにおいて理由なく実施されないとき、大臣は実施可能な申請者に強制ライセンスを付与することができる。 (工業所有権法第58条)
	⑲費用 単位 US$ (US$でも手数料が表記されている)	[出願から登録までに掛かる費用] 2025年1月現在 出願料 50 US$ 登録証発行料 50 US$ [実用新案権維持に掛かる費用] 2025年1月現在 年金 1年次 50 US$ 6年次 150 US$ 2年次 50 US$ 7年次 150 US$ 3年次 100 US$ 8年次 150 US$ 4年次 100 US$ 9年次 150 US$ 5年次 100 US$ 10年次 150 US$
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2014年工業所有権法
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。承継人は真正な所有者であることを出願時に宣誓しなければならない。(工業所有権法第74条(3))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	意匠の代理人に関する規定はない。施行規則で庁からの通知は出願人又は代理人に提供又は郵送となっているが、郵送先が外国でもよい旨の記載はない。 (工業所有権規則第67条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとの更新が2回まで可能 (工業所有権法第74条(14)、第75条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、国内公用、内外国刊行物(工業所有権法第73条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑪不登録対象	・新規性のない意匠 ・公序良俗に反する意匠(工業所有権法第73条)
	⑫実体審査の有無	無。(工業所有権法第74条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。(工業所有権法第71条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、同一分類であれば同一出願に複数の意匠が登録可能である。(工業所有権法第74条(4))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。(工業所有権法第74条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ協定)を採用している。 (工業所有権法第2条)
	⑲出願公開制度の有無	無。登録を公告する。秘密意匠は期間終了後、公告される。 (工業所有権法第78条、第74条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願時に請求することにより出願日(優先日)から12月を超えない期間で公開を延期することができる。(工業所有権法第74条(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は公告から12月以内に裁判所に無効を請求することができる。(工業所有権法第90条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 UGX(ウガンダ・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用]2025年1月現在 出願料 50,000 UGX (US$の併記なし) 登録証発行料 20,000 UGX (20 US$) [意匠権維持に掛かる費用] 2025年1月現在 更新(1回あたり) 100,000UGX (250 US$)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年9月3日施行　(2010年法律第17号)
	③地理的効力の範囲	ウガンダ国内のみ
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、パンジュール議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、防護標章 (商標法第8条(1)、第13条(1)、第47条（1）)
	⑥商標の種類	図で表現することができ、当該事業を他者のそれと識別可能な標識。例えば、文字、図形、数字、記号、色彩商標、音、匂い及びこれらの組み合わせ(商標法第1条(1))
	⑦出願人資格	商標を使用又は使用する意思がある者。(商標法第7条(1))
	⑧権利付与の原則	折衷主義。登録商標と同一又は類似する先使用商標の使用を妨害又は制限することはできず、また、先使用者による出願商標への異議申立はできない。(商標法第7条(1)、同第34条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ウガンダに非居住又は事業所を有しない出願人は、ウガンダ国内の連絡宛先を通知しなければならない。(商標法第94条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から7年。その後、10年毎に更新できる。 (商標法第16条(1)、第21条(1))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 人を欺瞞する、法及び公序良俗に反する標章 (2) 化学名又は商号 (3)商品自体の性質から生じる形状、技術的効果を達成するために必要な形状又は実体的な価値を与える形状のみからなる標章 (以上、商標法第23条) (4) 他人の登録商標の標章と同一又は類似し、かつ、当該商標の指定商品・役務と同一又は類似する商標（商標法第25条) (5) 原産国において登録された商標。ただし、当該原産国でウガンダを原産国とする商標を以下と同等に取り扱い、本項に基ずく異議申立が提出された日から3月以内に商標出願され、かつ、登録を完了する旨の宣言に登録官が納得した場合に限る。(商標法第44条)
	⑮防護標章制度の有無	有。(商標法第47条)
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(商標法第8条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査を行う。PartAに公開、審査後、公開又は拒絶する。識別力欠如の場合は拒絶せず、PartBにて公開する場合がある。 (商標法第7条、第12条、第16条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。出願後できるだけ早く、60日間公開する。(商標法第11条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公開期間中に異議申立を行うことができる。(商標法第12条、商標規則第28条)
	㉓無効審判制度の有無	無。
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不実施は、不使用取消の対象となる。(商標法第46条(1)(b))
	㉕商標分類	有。(ウガンダはニース協定には未加盟であるが国際分類を使用している。)

①国名	ウガンダ共和国 Republic of Uganda (UG)	
商標制度	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	商標は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。ただし、譲渡の結果として、登録の有無に拘わらず、排他的な権利を有する他の商標と誤認・混同する虞がある場合は譲渡することはできない。(商標法第 31 条)
	㉘費用 単位 US$ (US$でも手数料が表記されている)	[出願から登録までに掛かる費用]2025 年 1 月現在 出願料 150 US$ 登録料 250 US$ 登録証発行手数料 40 US$ [商標権維持に掛かる費用]2025 年 1 月現在 更新料 250 US$
	㉙料金減免措置の有無	無。